

【暮らす】施策の柱27

①予算事業名	地域生活支援事業	事業名	3-1-3-2	基本構想上の位置づけ 上段:「島づくり目標」 下段:「施策の柱」	共に暮らせる島づくり		
②担当部課名	福祉課	事業実施 (予定)年度	H30~H32	基本計画の該当箇所	福祉の充実 施策の柱27-2		
③事業内容	相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具給付または貸与、移動支援、成年後見制度利用支援などがある。具体的には以下の通り。 必須事業 ア 理解促進研修・啓発事業、イ 自発的活動支援事業、ウ 相談支援事業、エ 成年後見制度利用支援事業、オ 成年後見制度法人後見支援事業 カ 意思疎通支援事業、キ 日常生活用具給付等事業、ク 手話奉仕員養成研修事業、ケ 移動支援事業、コ 地域活動支援センター機能強化事業 その他、任意事業						
④実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> その他 ()						
⑤事業費 【単位:円】		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	財 源 内 訳	(a) 国庫	3,063,000	3,105,000	918,000	918,000	918,000
		(b) 県費	1,531,000	1,552,500	459,000	459,000	459,000
		(c) 地方債等					
		(d) 一般財源	7,225,000	6,269,500	3,218,000	3,218,000	3,218,000
		計(a~d)	11,819,000	10,927,000	4,595,000	4,595,000	4,595,000
特定財源名	(a)または(b)の名称	地域生活支援事業		(c)の名称			
⑥事業計画	年度	実施する具体的な事業の内容					
	平成30年度	【直接実施】 日常生活用具給付事業・移動支援事業・更生訓練費・障害者配食サービス・レクリエーション助成事業・自動車運転免許取得・改造助成事業・障害に関する理解促進、啓発事業・成年後見制度利用支援事業 【委託】 地域活動支援センター機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化・成年後見制度法人後見支援事業					
	平成31年度	【直接実施】 日常生活用具給付事業・移動支援事業・更生訓練費・障害者配食サービス・レクリエーション助成事業・自動車運転免許取得・改造助成事業・障害に関する理解促進、啓発事業・成年後見制度利用支援事業 【委託】 地域活動支援センター機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化・成年後見制度法人後見支援事業					
	平成32年度	【直接実施】 日常生活用具給付事業・移動支援事業・更生訓練費・障害者配食サービス・レクリエーション助成事業・自動車運転免許取得・改造助成事業・障害に関する理解促進、啓発事業・成年後見制度利用支援事業 【委託】 地域活動支援センター機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化・成年後見制度法人後見支援事業					
⑦成果目標 (指標) 及び進捗状況	成果目標(指標)		基準値 (29年度)	30年度	31年度	32年度	目標値 (37年度)
	必要な人へ日常生活用具支給が行える	目標	(/)	(支給人数)	(支給人数)	(支給人数)	()
		実績					
	必須事業の実施	目標	(/)	()	()	()	()
		実績					
	事業効果・成果等	以下に記入					
⑧写真及び図面	障がいのある方々が健全な日常生活を過ごすために必要なものである。 補助対象 日常生活用具・・・主に蓄便袋の使用者の利用が多い。 移動支援事業・・・島内に事業所がない為、(住所地特例で)島外にて3名利用。 レクリエーション助成・・・毎年11月に3障害者の交流会開催。 理解促進・啓発事業・・・H30年度行う予定。 機能強化事業・・・より細かいサービスを可能にするための機能強化。 成年後見制度利用支援事業・・・町長申し立てに係る費用として。 成年後見制度法人後見支援事業・・・H30年度より社協に委託して実施。必須事業。 対象外 更生訓練費・・・島内に事業所がない為、(住所地特例で)島外にて1名利用。 配食サービス・・・約20名利用。非課税世帯は1食250円。課税世帯は1食400円。 自動車運転免許・改造費・・・H29年度は12月現在、利用なし。問い合わせは2件。 障害支援区分認定に係る費用・・・福祉の介護給付費を申請するために必要。						